地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率・資金不足比率の公表について

令和８年 10 月

今治市総務部総務政策局財政課

令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率

令和７年度の各会計の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率および資金不足比率を算定しましたので、その結果を公表いたします。

ひと目でわかる令和７年度の結果

- 今治市の令和７年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っています。
- 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はいずれも「－」で、赤字や算定上の将来負担は生じていません。
- 実質公債費比率は 7.6%で、早期健全化基準 25.0%を大きく下回っています。
- 公営企業会計についても、すべての会計で資金不足は生じていません。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
― (11.35)	― (16.35)	7.6 (25.0)	― (350.0)	― (20.0)
―	―	8.0	―	―

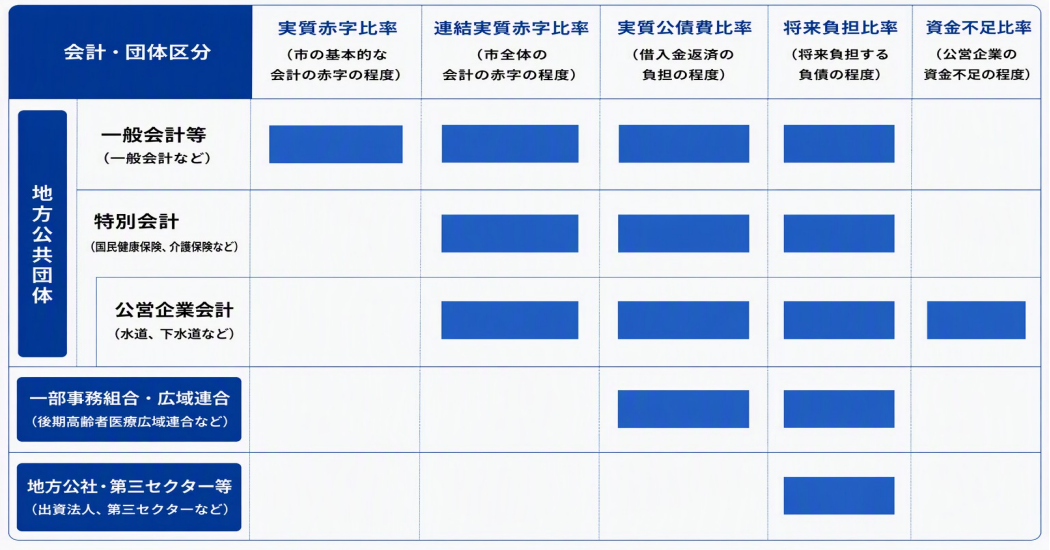
（　　）内は早期健全化基準　※下段は令和６年度の比率

早期健全化基準とは

早期健全化基準は、地方公共団体の財政状況が悪化していないかを判断するための基準です。この基準を超えると、財政健全化に向けた計画を作成し、改善に取り組む必要があります。

令和７年度の今治市は、すべての健全化判断比率でこの基準を下回っており、国の基準に照らして健全な範囲にあります。

自治体財政と財政健全化指標の対象範囲



1　実質赤字比率

実質赤字比率の算定となる会計及びそれぞれの決算状況は次表のとおりです。実質赤字は生じていないため、実質赤字比率は「―」（実質赤字なし）となります。

一般会計等に係る実質収支額　　（単位：千円）

会　　計　　名	歳入総額（A）	歳出総額（B）	翌年度へ繰越すべき財源（C）	実質収支額（A）－（B）－（C）
一般会計	88,288,922	84,419,839	448,714	3,420,369
用地取得特別会計	0	0	0	0
墓園事業特別会計	35,636	39,233	0	△3,597
一般会計等合計（A）	88,324,558	84,459,072	448,714	3,416,772
標準財政規模（B）				44,491,894
（A）/（B）　（%）				7.68
実質赤字比率（%）				―

※　歳入及び歳出はそれぞれの会計の重複額を控除した純計による。また、支払繰延額及び事業繰越額はそれぞれの会計で皆無であるため、記載を省略している。

ポイント

- 実質赤字比率は、一般会計など、市の基本的な行政サービスに関する会計で赤字が生じていないかを確認する指標です。
- 令和７年度は、一般会計等全体で約 34 億 1,677 万円の黒字となっています。
- このため、実質赤字比率は「－」となり、赤字は生じていません。

2　連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定となる会計及びそれぞれの決算状況は次表のとおりです。全会計合計で連結実質赤字は生じていないため、連結実質赤字比率は「―」（連結実質赤字なし）となります。

全会計に係る実質収支額　　（単位：千円）

会　　計　　名	歳入総額（A）	算入地方債（D）	歳出総額（B）	翌年度へ繰越すべき財源（C）	解消可能資金不足額（E）	実質収支額（A）－（B）－（C）－（D）＋（E）
一般会計等	88,324,558		84,459,072	448,714		3,416,772
水道事業会計	3,904,706		894,485	―		3,010,221
簡易水道事業特別会計	123,980		12,212	―		111,768
工業用水道事業会計	2,293,555		46,982	―		2,246,573
下水道事業会計	1,488,224	15,808	768,929	―		703,487
船舶交通特別会計	280,137		280,137	―		0
港湾事業特別会計	439,158		422,241	15,830		1,087
鉱泉供給事業特別会計	12,513		10,257	―		2,256
駐車場特別会計	13,700		9,733	―		3,967
国民健康保険特別会計	15,916,460		15,229,483	―		686,977
後期高齢者医療特別会計	3,261,548		3,175,486	―		86,062
介護保険特別会計	19,256,459		18,728,782	―		527,677
全会計等合計（A）						10,796,847
標準財政規模（B）						44,491,894
（A）/（B）　（%）						24.27
連結実質赤字比率（%）						―

※　法適用の水道事業会計、簡易水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の歳入総額は、流動資産から控除財源を控除した額を、歳出総額は、流動負債から企業債を控除した額である。また、支払繰延額及び事業繰越額はそれぞれの会計で皆無であるため、記載を省略している。
※　算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
※　解消可能資金不足額は、事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。控除した後の資金不足額が生じていない場合は、0 となる。

ポイント

- 連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく、水道・下水道・国民健康保険・介護保険など、市のすべての会計を合わせて赤字が生じていないかを確認する指標です。
- 令和７年度は、全会計を合わせて約 107 億 9,685 万円の黒字となっています。
- このため、連結実質赤字比率は「－」となり、市全体で見ても赤字は生じていません。

3　実質公債費比率

実質公債費比率の状況は、次表のとおりです。

令和５年度、令和６年度、令和７年度の３か年平均で、7.6%となり、早期健全化基準 25.0%の基準内となっています。

実質公債費比率の状況　　（単位：千円）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度	３か年平均
公債費充当一般財源等額（A）		9,489,741	7,847,571	6,634,505	
準元利償還金	満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0	
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,672,433	1,441,439	1,551,125	
	組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	0	0	0	
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	55,054	40,220	29,567	
	一時借入金の利子	0	0	0	
	小　　計（B）	1,727,487	1,481,659	1,580,692	
基準財政需要額算入額（C）		7,581,922	6,735,533	5,958,267	
標準財政規模（D）		43,217,570	44,277,595	44,491,894	
実質公債費比率（%） （(A)＋(B)－(C)）/（(D)－(C)）		10.2	6.9	5.9	7.6

※分子となる（A）及び（B）の額は、特定財源を控除した後の額を記載している。

ポイント

- 実質公債費比率は、市の借入金返済などの負担が、財政規模に対してどの程度あるかを示す指標です。
- 数値が高いほど、借入金返済に伴う財政負担が重いことを表します。
- 令和７年度の単年度比率は 5.9%です。
- 令和５年度から令和７年度までの３か年平均は 7.6%です。
- 早期健全化基準の 25.0%を大きく下回っており、健全な水準にあります。

比率に影響する主な要素

- 公債費充当一般財源等額（A）や準元利償還金（B）は、金額が大きくなるほど比率を押し上げます。
- 基準財政需要額算入額（C）は、地方交付税で見込まれる財源であり、比率を押し下げる方向に働きます。
- 標準財政規模（D）が大きいほど、同じ返済負担でも比率は低くなります。
- 令和７年度は、公債費充当一般財源等額（A）が令和５年度・令和６年度と比べて減少しています。このことが比率を押し下げる要因となり、健全な水準の維持につながっています。

健全な水準を維持できている理由

- 今治市では、原則としてその年度の返済額を上回る新たな借入を行わないよう努めています。
- これにより、市債残高が過度に増えないよう抑制しています。
- 借入を行う場合も、後年度に地方交付税で一定程度措置される有利な市債の活用に努めています。
- これにより、市の実質的な返済負担を軽くする効果が見込まれます。

4　将来負担比率

将来負担比率の状況は、次表のとおりです。

充当可能財源等が将来負担額より大きいため、「―」（将来負担なし）となっており、早期健全化基準350.0%の基準内となっています。

将来負担比率の状況　　（単位：千円、%）

将来負担額			充当可能財源等		差　引
項　　目	金　額	構成比	項　　目	金　額	
地方債の現在高	48,092,779	63.4	充当可能基金	41,687,524	
債務負担行為に基づく支出予定額	44,049	0.1	充当可能特定収入	2,312,114	
公営企業債等繰入見込額	17,189,705	22.7	基準財政需要額算入見込額	56,356,643	
組合等負担等見込額	0	0.0			
退職手当負担見込額	10,527,489	13.9			
設立法人等の負担見込額	0	0.0			
連結実質赤字額	0	0.0			
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0			
合　計（A）	75,854,022	100.0	合　計（B）	100,356,281	（ア） △24,502,259
標準財政規模（C）	44,491,894		基準財政需要額算入公債費等の額（D）	5,958,267	（イ） 38,533,627
将来負担比率（%）　（ア）/（イ）					―

ポイント

- 将来負担比率は、市が将来負担する可能性のある借入金や退職手当などの負担が、財政規模に対してどの程度あるかを示す指標です。
- 数値が高いほど、将来の財政負担が大きいことを表します。
- 令和７年度の将来負担額は約 758 億 5,402 万円です。
- これに対し、将来負担に充てることができる基金や交付税算入見込額などの充当可能財源等は約 1,003 億 5,628 万円です。
- 充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は「－」（算定上、将来負担が生じていないこと）となっています。
- 早期健全化基準の 350.0%を大きく下回っており、健全な水準にあります。

比率に影響する主な要素

- 地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などは、金額が大きくなるほど比率を押し上げます。
- 充当可能基金、充当可能特定収入、基準財政需要額算入見込額は、将来負担から差し引かれるため、比率を押し下げます。

健全な水準を維持できている理由

- 今治市では、原則として返済額を上回る新たな借入を行わないよう努めています。
- 交付税措置のある有利な市債を活用し、将来の実質的な負担を抑えています。
- 将来の財政負担に備えるため、基金を計画的に積み立てています。（基金は将来負担に充てることができる財源として差し引かれるため、比率を押し下げる要因となります）

５　資金不足比率

公営企業の令和７年度決算に係る経営健全化比率は次のようになっています。全公営企業において資金不足は生じていないため、それぞれの会計の資金不足比率は「―」（資金不足なし）となっています。

各公営企業の会計別資金不足比率　（単位：千円、％）

特別会計の名称	実質収支額・資金剰余（不足）額　（A）	事業の規模（B）	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	3,010,221	2,982,167	―	20.0
簡易水道事業会計	111,768	6,486	―	
工業用水道事業会計	2,246,573	252,697	―	
下水道事業会計	703,487	2,589,442	―	
船舶交通特別会計	0	77,997	―	
港湾事業特別会計	1,087	155,265	―	
鉱泉供給事業特別会計	2,256	8,084	―	

ポイント

- 資金不足比率は、水道事業や下水道事業などの公営企業会計で、事業運営に必要な資金が不足していないかを確認する指標です。
- 令和７年度は、すべての公営企業会計で資金不足比率が「－」となっています。
- これは、各会計で資金不足が生じていないことを示しています。
- 水道事業会計では約 30 億 1,022 万円、工業用水道事業会計では約 22 億 4,657 万円、下水道事業会計では約 7 億 349 万円の資金剰余等があります。
- 経営健全化基準は 20.0%ですが、今治市の各公営企業会計はいずれもこの基準に該当していません。
- 公営企業会計全体として、必要な資金を確保できており、経営状況は健全な範囲にあります。

６　各比率の推移

（単位：％）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実質赤字比率	―	―	―	―	―
連結実質赤字比率	―	―	―	―	―
実質公債費比率	11.2	9.6	9.3	8.0	7.6
将来負担比率	―	―	―	―	―
資金不足比率	―	―	―	―	―

今後の見通しについて

今後は、大型事業の実施により、市債残高が一時的に増加するとともに、事業のために積み立ててきた特定目的基金の取崩しや、一般財源の不足を補うための財政調整基金の活用により、充当可能基金が減少する見込みです。

これらの影響により、実質公債費比率や将来負担比率は、上昇することが見込まれます。ただし、これらは本市の未来に必要な事業を着実に進めるための一時的な影響です。

今治市では、引き続き、返済額を上回る借入を行わないことを基本とし、交付税措置率の高い有利な市債の活用や積極的な基金積立を組み合わせながら、将来世代に過度な負担を残さないよう、健全で持続可能な財政運営に努めます。

健全化判断比率等の概要について（補足資料編）

（１）健全化判断比率等

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と資金不足比率とは、平成 19 年 6 月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（※）」、いわゆる「財政健全化法」に規定された財政状況を判断する指標であり、毎年の公表が義務付けられています。

（※）地方公共団体の財政の健全化に関する法律とは？（総務省ＨＰより）

国民の暮らしを担う地方公共団体は今、健全な財政を維持する経営の能力が問われています。しかし、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、従前の制度では事態が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題がありました。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成 21 年 4 月に全面施行されました。

（２）実質赤字比率

計算式

実質赤字比率	＝	一般会計等の実質赤字額 ／ 標準財政規模

解説

実質赤字比率は、市の一般会計等（一般会計及び特別会計のうち公営事業会計以外のもの）で生じた赤字（実質赤字）が、市の標準的な収入規模（標準財政規模）と比べてどのくらい大きいかを表す指標です。

家計にたとえると　毎年見込める収入に対して、生活費などの支払いがどれくらい不足しているかを見るイメージです。

用語の補足

実質赤字とは、歳入だけでは支払いが足りず、翌年度の収入を先取りして対応した額（繰上充用額）や、支払い・事業を翌年度に先送りした額（支払繰延額・事業繰越額）などを合わせたものです。比率が高いほど、通常の収入規模に対して赤字が大きい状態であることを示します。（計算式：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額））

標準財政規模は、自治体の「通常時の年間収入の大きさ」を表すもので、家計にたとえると「毎年見込める収入の規模」にあたります。

（３）連結実質赤字比率

計算式

連結実質赤字比率	＝	連結実質赤字額 / 標準財政規模

解説

連結実質赤字比率は、市役所の会計をひとつひとつ別々に見るのではなく、すべての会計をまとめて見たときに、市全体として赤字になっているかを表す指標です。

具体的には、一般会計や特別会計の赤字、公営企業会計の資金不足を合計し、そこから黒字や資金に余裕がある会計の額を差し引いて、市全体の実質的な赤字額を確認します。

その結果、赤字・資金不足の合計が黒字・資金余裕の合計を上回る場合、その上回った額が「連結実質赤字額」となり、標準財政規模に対する割合として算定されます。

家計にたとえると　家族全員の収入や支出、貯金の余裕や不足をまとめて見て、家計全体として赤字になっていないかを確認するイメージです。

用語の補足

連結実質赤字額は、次のイとロの合計額が、ハとニの合計額を上回る場合の、その上回った額です。

イ　一般会計や公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計（※１）の実質
　赤字になっている会計の赤字額合計

ロ　公営企業会計（※２）で手元資金が不足している会計の資金不足額合計

ハ　一般会計や公営企業以外の特別会計の実質黒字になっている会計の黒字額合計

ニ　公営企業会計で資金に余裕がある（譲与額が生じた）会計の剰余額合計

※１　市の基本的な会計や、国民健康保険などの特別会計を指します。水道や下水道などの公営企
　業会計は、ここには含めません。

※２　水道、下水道などの公営企業会計を指します。公営企業では、通常の「赤字」ではなく、「資
　金不足額」として見ます。

赤字や資金不足の会計があっても、黒字や資金に余裕のある会計があれば、その分を差し引いて市全体の状況を見ます。

（４）実質公債費比率

計算式

実質公債費比率 （３か年平均）	＝	返済負担 （地方債の元利償還金＋準元利償還金）－ （特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） 収入規模 標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

解説

実質公債費比率は、市の標準的な年間収入規模に対して、借金の返済などにどれくらいの負担があるかを示す指標です。市が借り入れた地方債の元金や利子の返済にあたる費用（地方債の元利償還金）に、公営企業会計や一部事務組合などの借金返済について市が実質的に負担する費用（準元利償還金）を加えて見ます。そこから、返済に充てることができる特定の収入（特定財源）や、普通交付税の算定上、国から一定程度財源措置されるものとして見込まれる額（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）を差し引きます。これを、市の標準的な年間収入規模（標準財政規模）から、借金返済などについて普通交付税の算定上、国から一定程度財源措置されるものとして見込まれる額（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）を差し引いた規模と比べます。この比率が高いほど、市の通常の収入規模に対して、借金返済などの負担が重い状態であることを示します。なお、実質公債費比率は、単年度の数値ではなく、３か年平均で判断されます。

家計にたとえると　毎年の収入に対して、住宅ローンなどの返済負担がどれくらい重いかを見るイメージです。

用語の補足

準元利償還金は、市が直接返済している借金だけでなく、公営企業会計や一部事務組合などの借金返済について、市が実質的に負担していると考えられる費用を合計したものです。いわば、借金返済に準じる費用です。具体的には下記金額の合計となります。

イ　満期一括償還地方債に係る１年当たりの元金償還金相当額

満期にまとめて返済する地方債について、毎年少しずつ返済しているものとみなした場合の、１年分の返済額です。つまり、将来まとめて返す借金を、毎年の負担としてならして考えた額です。

ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認
められるもの

水道や下水道などの公営企業会計の借金返済に充てるため、一般会計等から支出したと考えられる費用です。市全体で見ると、一般会計等が公営企業の借金返済を支えている部分にあたります。

ハ　組合等への負担金・補助金のうち地方債償還に充てたと認められるもの一部事務組合などが借り入れた地方債の返済に充てるため、市が負担金や補助金として支出したと考えられる費用です。たとえば、市が参加している広域的な事業の借金返済を、市が分担している部分にあたります。

ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

複数年度にわたって支払うことを約束している支出のうち、実質的には借金返済に近い性質をもつ費用です。たとえば、公共施設の建設や設備整備などについて、事業を実施した年度だけでなく、翌年度以降も分割して支払う契約をしている場合、その将来の支払いのうち借金返済と同じように財政負担となるものを指します。

ホ　一時借入金の利子

一時的に資金が不足したときに借り入れたお金に対して支払う利子です。短期間の資金繰りのための借入であっても、利子の支払いは市の負担として見ます。

（５）将来負担比率

計算式

将来負担比率	＝	将来の負担 将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額）
		収入規模 標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

解説

将来負担比率は、市の標準的な年間収入規模に対して、将来支払う可能性のある借金や支払いの見込み額がどれくらい大きいかを示す指標です。市が将来負担する可能性のある借金や支払いの見込み額（将来負担額）から、将来の負担に充てることができる市の貯金にあたるもの（充当可能基金額）、将来の負担に充てることが見込まれる特定の収入（特定財源見込額）、普通交付税の算定上、国から一定程度財源措置されるものとして見込まれる額（地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額）を差し引いて見ます。これを、市の標準的な年間収入規模（標準財政規模）から、借金返済などについて普通交付税の算定上、国から一定程度財源措置されるものとして見込まれる額（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）を差し引いた規模と比べます。この比率が高いほど、市の通常の収入規模に対して、将来に向けて背負っている負担が大きい状態であることを示します。

家計にたとえると　今あるローン残高や将来支払う予定の費用が、毎年の収入に対してどれくらい大きいかを見るイメージです。

用語の補足

将来負担額は、市が直接借りている地方債だけでなく、公営企業や一部事務組合などの借金返済に対して市が負担する見込み額、退職手当の見込み額、関係法人等への負担見込み額、市全体や組合等で生じている赤字に対する負担見込み額なども含めて、市全体として将来背負う可能性のある負担を見ます。具体的には下記金額の合計となります。

イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

一般会計等がこれまでに借り入れた地方債のうち、前年度末時点でまだ返済が残っている額です。いわば、市が直接抱えている借金の残高です。

ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費に係るもの）

将来の年度にわたって支払うことをあらかじめ約束している費用のうち、借金返済に近い性質を持つ支出予定額です。たとえば、公共施設の建設や設備整備などについて、事業を実施した年度だけでなく、翌年度以降も分割して支払う契約をしている場合、その将来の支払いのうち借金返済と同じように財政負担となるものを指します。

ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

水道・下水道などの公営企業会計やその他の会計が借り入れた地方債の元金返済に対して、一般会

計等から支援する見込みの額です。市全体で見ると、一般会計等が他の会計の借金返済を支える部分にあたります。

ニ　加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

一部事務組合などが借り入れた地方債の元金返済に対して、市が負担金などとして支出する見込みの額です。たとえば、市が参加している広域的な事業の借金返済を、市が分担する見込みの額です。

ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

職員が退職する際に支給する退職手当について、将来、一般会計等が負担すると見込まれる額です。全職員が年度末に退職した場合に必要となる額をもとに、一般会計等が負担する部分を見込みます。

ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

市が設立に関わった法人などについて、その法人の借入金や債務の状況を踏まえ、市が将来負担する可能性があると見込まれる額です。法人そのものの負債をそのまま市の負担とするのではなく、財務状況や経営状況を見て、市が負担する可能性のある部分を見込みます。

ト　連結実質赤字額

市のすべての会計を合わせて見たときに、赤字や資金不足が黒字や資金余裕を上回る場合の、その上回った額です。市全体として赤字になっている場合、その額も将来の負担として見ます。

チ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

市が加入している一部事務組合などで、全体として赤字に相当する額がある場合に、そのうち市が将来負担する見込みの額です。市単独の会計だけでなく、共同で運営している組合等の赤字についても、市の負担見込み分を見ます。

（６）資金不足比率

計算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

解説

資金不足比率は、水道や下水道などの公営企業会計で、事業を行うための資金が不足している場合に、その不足額が事業の規模に対してどれくらい大きいかを示す指標です。いわば、「その事業の経営規模に対して、資金不足がどの程度あるか」を見るためのものです。

家計にたとえると　日々の生活を回すための手元資金が不足していないかを、収入の規模と比べて確認するイメージです。

用語の補足

資金の不足額

公営企業会計で、手元の資金などでは支払いに対応しきれない不足分を表すものです。具体的な計算式は下記のとおりです。

【法適用企業】

（流動負債＋建設改良費以外の経費に財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

【法非適用企業】

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費以外の経費に財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

法適用企業では、短期的に支払う必要がある費用など（流動負債）や、運転資金などのために借り入れた地方債の残高から、短期的に使える資金など（流動資産）を差し引き、さらに制度上、将来の料金収入や経営改善などにより解消できると見込まれる不足額（解消可能資金不足額。たとえば、料金改定や利用者数の回復、経費削減などにより、今後の収支改善で解消が見込まれる資金不足額）を差し引いて計算します。

法非適用企業では、翌年度の収入を先取りして対応した額（繰上充用額）、支払いや事業について資金不足を理由に翌年度に先送りした額（支払繰延額・事業繰越額）、運転資金などのために借り入れた地方債の残高を合計し、そこから制度上、将来の料金収入や経営改善などにより解消できると見込まれる不足額（解消可能資金不足額。たとえば、料金改定や利用者数の回復、経費削減などにより、今後の収支改善で解消が見込まれる資金不足額）を差し引いて計算します。

事業の規模

その公営企業がどれくらいの大きさで事業を行っているかを表すものです。具体的な計算式は下記のとおりです。

【法適用企業】

営業収益の額－受託工事収益の額

【法非適用企業】

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

法適用企業では、主な事業活動による収入（営業収益）から、他団体などから依頼を受けて行う工事の収入（受託工事収益）を差し引いた額です。

法非適用企業では、営業収益に相当する収入（使用料、手数料、事業収入など）から、受託工事収益に相当する収入（他団体などから依頼を受けて行う工事の収入など）を差し引いた額です。